

岩手県ダンススポーツ連盟 ジュニア育成基金規則

(趣旨)

第1条 この規則は本連盟のジュニア育成基金に関し必要な事項を定める。

(基金の目的)

第2条 基金は、本連盟のジュニア選手等の育成を図り、ダンススポーツの振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充て、特別会計として管理する。

- (1) 一般会計から、総会で承認され、繰り入れた資金
- (2) ジュニア育成を目的としたイベント等で得た資金
- (3) 基金設立後、寄付された資金
- (4) 前各号に規定する資金から生ずる果実

(事業内容)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ジュニア選手等の育成のための講習に関する事業
- (2) ジュニア選手等の競技会への派遣に関する事業
- (3) ジュニア選手等の交流に関する事業
- (4) その他ジュニア選手等の育成のための研究教育に関する事業

(事業年度)

第5条 この基金による事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(管理運用)

第6条 この基金の運用に関する基本方針については常務理事会において定める。

2 第4条に規定する事業の実施、管理運用に関することは、理事会において審議する。

(事務)

第7条 この基金に関する事務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月13日から施行する。